

平成 29 年 5 月 31 日

株式会社ティーリング行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 32 年 5 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
法改正等にもなう最新の制度周知や情報提供を行う。

< 目標を達成するための方策と実施時期 >

- 平成 29 年 6 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 29 年 12 月～ 制度に関する情報を掲示し社員に周知